

大分市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領

施行	平成29年	4月	1日
一部改正	平成30年	8月	1日
一部改正	平成30年	10月	1日
一部改正	令和元年	10月	1日
一部改正	令和3年	4月	1日
一部改正	令和4年	10月	1日

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項の規定により介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の63の2第1項第3号に規定する市町村が定める額（以下「第1号事業支給費」という。）及び同号に規定する市町村が定める割合（以下「第1号事業支給費割合」という。）を定めるものとする。

(第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号事業支給費の額)

第2条 第1号訪問事業（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。）及び第1号通所事業（同号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。）に要する第1号事業支給費の額は、別表第1に定める単位数に第4条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて算定するものとする。

(第1号介護予防支援事業に要する第1号事業支給費の額)

第3条 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）に要する第1号事業支給費の額は、別表第2に

定める単位数に次条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて算定するものとする。

(1単位の単価)

第4条 サービス区分の1単位の単価は、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 第1号訪問事業 10円
- (2) 第1号通所事業 10円
- (3) 介護予防ケアマネジメントA（地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別記1(1)イ(エ)④(a)に規定する介護予防ケアマネジメントAをいう。以下同じ。） 10円
- (4) 介護予防ケアマネジメントB（地域支援事業実施要綱別記1(1)イ(エ)④(b)に規定する介護予防ケアマネジメントBをいう。以下同じ。） 10円

(端数処理)

第5条 第1号事業支給費の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(第1号事業支給費割合)

第6条 第1号事業支給費割合は、それぞれ次に掲げる割合とする。

- (1) 第1号訪問事業及び第1号通所事業 100分の90
- (2) 第1号介護予防支援事業 100分の100

2 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である法施行規則第140条の62の4第1項に規定する居宅要支援被保険者等（以下「居宅要支援被保険者等」という。）（次項に規定する居宅要支援被保険者等を除く。）に係る第1号事業支給費について前項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に
係る第1号事業支給費について第1項第1号の規定を適用する場合には、同号
中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

(第1号事業支給費割合の特例)

第6条の2 市が、災害その他の事情により第1号事業に必要な費用を負担することが困
難と認めた居宅要支援被保険者等の前条第1項第1号の割合については、「大分市居宅
介護サービス費等の額の算定に係る割合の特例等に関する要綱」に準ずるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、第1号事業支給費の額等に関し必要な事項は、市
長が別に定める。

あああ附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

第1号訪問事業及び第1号通所事業支給費単位数表

別表第1（第2条関係）

第1号訪問事業及び第1号通所事業支給費単位数表

I 介護予防訪問介護相当サービス費及び介護予防通所介護相当サービス費

大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年2月1日施行。以下「実施要綱」という。）第2条第1号ア(ア)に規定する訪問介護員等によるサービス費（以下「介護予防訪問介護相当サービス費」という。）及び同項同号イ(ア)に規定する通所介護事業者の従業者によるサービス費（以下「介護予防通所介護相当サービス費」という。）は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。

なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。ただし、1介護予防訪問介護相当サービス費のへからちまで及び2介護予防通所介護相当サービス費のかからたまでについては令和4年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。

1 介護予防訪問介護相当サービス費（1月につき）

イ 訪問型サービス費Ⅰ 1, 176単位（週1回程度の訪問）

ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2, 349単位（週2回程度の訪問）

ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3, 727単位（週2回程度を超える訪問）

ニ 初回加算（1月につき） 200単位

ホ 生活機能向上連携加算（1月につき）

(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

ヘ 介護職員処遇改善加算

次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×137/1, 000

(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×100/1, 000

(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位×55/1, 000

ト 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位×63/1000

(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位×42/1000

チ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位×24/1000

注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからチを算定しない。

注2 ホの算定要件については、令和3年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注3 イからハマまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。

なお、建物の範囲については、令和3年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。

注4 イからハマまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15/100を乗じた単位を足す。

注5 イからハマまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10/100を乗じた単位を足す。

注6 イからハマまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。

注7 へについて、所定単位はイからホまでにより算定した単位数の合計。

注8 トについて、所定単位はイからホまでにより算定した単位数の合計。
算定に当たっては、介護職員処遇改善加算を算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注9 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

注10 利用者が次に掲げるサービスを受けている間については、イからチは算定しない。

(1) 介護予防特定施設入居者生活介護

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護

注11 利用者が一の介護予防訪問介護相当サービス事業所において介護予防訪問介護相当サービスを受けている場合において、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所以外の介護予防訪問介護相当サービス事業所が介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、イからチは算定しない。

注12 利用者が一の介護予防訪問介護相当サービス事業所において介護予防訪問介護相当サービスを受けている場合において、訪問型サービスA事業所(大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める

要綱（平成29年2月3日施行。以下「基準要綱」という。）第41条第1項に規定する訪問型サービスA事業所をいう。以下同じ。）が訪問型サービスAを行ったときは、訪問型サービスA費は、算定しない。

注13 チについて、所定単位はイからホまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算を算定していることを要件とする。

2 介護予防通所介護相当サービス費

イ 介護予防通所サービス費（1月につき）

(1) 事業対象者・要支援1 1,672単位

(2) 要支援2 3,428単位

ロ 生活機能向上グループ活動加算（1月につき）100単位

ハ 運動器機能向上加算（1月につき）225単位

ニ 若年性認知症利用者受入加算（1月につき）240単位

ホ 栄養アセスメント加算（1月につき）50単位

へ 栄養改善加算（1月につき）200単位

ト 口腔機能向上加算（1月につき）

(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

チ 選択的サービス複数実施加算

(1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）

① 運動器機能向上及び栄養改善（1月につき）480単位

② 運動器機能向上及び口腔機能向上（1月につき）480単位

③ 栄養改善及び口腔機能向上（1月につき）480単位

(2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）

運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上（1月につき）
700単位

リ 事業所評価加算（1月につき）120単位

ヌ サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

① 事業対象者・要支援1（1月につき）88単位

② 要支援2（1月につき）176単位

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

① 事業対象者・要支援1（1月につき）72単位

② 要支援2（1月につき）144単位

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

① 事業対象者・要支援1（1月につき）24単位

② 要支援2（1月につき）48単位

ル 生活機能向上連携加算（1月につき）

(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

※運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位

ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算（1回につき）

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位

(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位

※6月に1回を限度とする

ワ 科学的介護推進体制加算 40単位

カ 介護職員処遇改善加算

次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位×59/1, 000

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位×43/1, 000

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位×23/1, 000

コ 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位×12/1000

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位×10/1000

タ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位×11/1000

注1 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 イについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注3 イについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。

注4 イについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

(1) 事業対象者・要支援1 376単位

(2) 要支援2 752単位

注5 ロ及びハにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注6 ニの算定については、受け入れた若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。)ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

注7 ホの算定については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

- ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（この注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
 - ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
 - ニ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所型サービス事業所であること。
- 注 8 への算定要件等については、令和 3 年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱に準ずる。
- 注 9 トの口腔機能向上加算（Ⅰ）の算定要件等については、令和 3 年度介護報酬改定後の通所介護における口腔機能向上加算の取扱に準ずる。また、口腔機能向上加算（Ⅱ）の算定については、口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していることを要件とする。
- 注 10 ルの生活機能向上連携加算（Ⅰ）の算定について、訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等して、理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを要件とする。また、生活機能向上連携加算（Ⅱ）の算定要件等については、令和 3 年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。
- 注 11 ヲの口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）については、介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していることを算定要件とする。ただし、栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定はできない。
- 注 12 ワの算定について、入所者・利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出しており、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していることを要件とする。
- 注 13 カについて、所定単位はイからワまでにより算定した単位数の合計。
- 注 14 ヨについて、所定単位はイからワまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算を算定していることを要件と

する。また、(1)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算（I）イを算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注15 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

注16 利用者が次に掲げるサービスを受けている間については、イからタは算定しない。

- (1) 介護予防短期入所生活介護
- (2) 介護予防短期入所療養介護
- (3) 介護予防特定施設入居者生活介護
- (4) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (5) 介護予防認知症対応型共同生活介護

注17 利用者が一の介護予防通所介護相当サービス事業所において介護予防通所介護相当サービスを受けている場合において、当該介護予防通所介護相当サービス事業所以外の介護予防通所介護相当サービス事業者が介護予防通所介護相当サービスを行ったときは、イからタは算定しない。

注18 利用者が一の介護予防通所介護相当サービス事業所において介護予防通所介護相当サービスを受けている場合において、通所型サービスA事業所（基準要綱第60条第1項に規定する通所型サービスA事業所をいう。以下同じ。）が通所型サービスAを行ったときは、通所型サービスA費は、算定しない。

注19 タについて、所定単位はイからワまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算を算定していることを要件とする。

II 訪問型サービスA事業費及び通所型サービスA事業費

実施要綱第2条第1号ア(イ)に規定する訪問型サービスA事業費及び同項同号イ(イ)に規定する通所型サービスA事業費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。

なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。

1 訪問型サービスA事業費

- | | | | |
|---|--------------|---------|-------|
| イ | 訪問型サービスA費I | (1回につき) | 200単位 |
| ロ | 訪問型サービスA費II | (1回につき) | 200単位 |
| ハ | 訪問型サービスA費III | (1回につき) | 235単位 |
| ニ | 訪問型サービスA費IV | (1回につき) | 235単位 |

ホ 初回加算 (1月につき) 200単位

注1 訪問型サービスAとは、調理、洗濯、掃除等の日常生活の援助であり、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して行われるものをいう。利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末を行うことはできない。

注2 訪問型サービスAの従事者は、基準要綱第41条第1項に規定する者とする。

注3 イの利用者は、介護予防ケアマネジメントにおいて20分以上45分未満の時間区分で、週に2回以内の訪問が必要とされた者

注4 ロの利用者は、介護予防ケアマネジメントにおいて20分以上45分未満の時間区分で、週に3回以内の訪問型サービスAが必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準に関する省令第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。)

注5 ハの利用者は、介護予防ケアマネジメントにおいて45分以上60分程度の時間区分で、週に2回以内の訪問型サービスAが必要とされた者

注6 ニの利用者は、介護予防ケアマネジメントにおいて45分以上60分程度の時間区分で、週に3回以内の訪問型サービスAが必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準に関する省令第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。)

注7 イからニまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。

なお、建物の範囲については、令和3年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。

注8 利用者が次に掲げるサービスを受けている間については、イからホは算定しない。

- (1) 介護予防特定施設入居者生活介護
- (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (3) 介護予防認知症対応型共同生活介護

注9 利用者が一の訪問型サービスA事業所において訪問型サービスAを受けている場合において、介護予防訪問介護相当サービス事業所が介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、介護予防訪問介護相当サービス費は算定しない。

注10 ホの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定前の介護予防訪問介護における初回加算の取扱に準ずる。

2 通所型サービスA事業費

イ 通所型サービスA費 346単位(1回につき:3時間以上)

- 注1 通所型サービスAとは、通所型サービスA事業所において、閉じこもり予防及び自立支援に資する目的で行うサービスであり、参加者同士の交流を図るための運動、レクリエーション活動等をいう。
- 注2 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
- 注3 イについて、看護職員若しくは従事者の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
- 注4 通所型サービスA費に係る算定回数の限度は、次のとおりとする。
- (1) 事業対象者・要支援1 週1回
 - (2) 要支援2 週2回以内
- 注5 利用者が次に掲げるサービスを受けている間については、イは算定しない。
- (1) 介護予防短期入所生活介護
 - (2) 介護予防短期入所療養介護
 - (3) 介護予防特定施設入居者生活介護
 - (4) 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - (5) 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 注6 利用者が一の通所型サービスA事業所において通所型サービスAを受けている場合において、介護予防通所介護相当サービス事業所が介護予防通所介護相当サービスを行ったときは、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。
- 注7 イについて、通所型サービスA事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスAを行う場合は、1回につき70単位を所定単位数から減算する。

別表第2（第3条関係）

第1号介護予防支援事業支給費単位表

1 介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）

（1）介護予防ケアマネジメントA費（1月につき） 438単位

注 介護予防ケアマネジメントA費は、利用者に対して介護予防ケアマネジメントA支援を行い、かつ、月の末日において居宅介護（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を提出している介護予防ケアマネジメント事業者について、所定単位数を算定する。

（2）初回加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメントA事業所において、新規に介護予防ケアマネジメントA計画を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントA支援を行った場合は、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

（3）委託連携加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

2 介護予防ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント）

（1）介護予防ケアマネジメントB費（1月につき） 367単位

注 介護予防ケアマネジメントB費は、利用者に対して介護予防ケアマネジメントB支援を行い、かつ、月の末日において居宅介護（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を提出している介護予防ケアマネジメント事業者について、所定単位数を算定する。

（2）初回加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメントB事業所において、新規に介護予防ケアマネジメントB計画を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントB支援を行った場合は、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

（3）委託連携加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場

合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。